太宰府市小規模・中小企業振興条例（素案）　パブリック・コメント一覧

No.	属性	ページ	ご意見	市の考え方
1	市民	1	条例の方向性と理念について 本条例案において「課題解決先進都市」という理念が示されていますが、その先にある具体的な将来像がやや不明確に感じられます。 条例の目的をより市民に伝わりやすくするためには、解決すべき課題と目指す姿をより具体的に描くことが重要ではないでしょうか。 例えば、太宰府市ではオーバーツーリズムという課題が市民の間で認識されている一方で、観光業者の振興を打ち出すことには一見矛盾があるように見えます。このような課題と振興策の関係性について、より明確な説明があると市民の理解が深まると考えます。	本条例は、小規模企業等の振興に向けた基本理念及び基本方針を規定することとしており、具体的な課題や施策については、今後予算化や事業化に向けて検討し、説明していくことを想定しています。 ご指摘の「課題解決先進都市」の記述を含む前文の一部を、最新の本市方針に合わせるなどし、修正しております。 貴重なご意見として、参考とさせていただきます。
2	市民	2	市民の定義と地域特性について 本条例では市民の定義を広く取られていますが、その意図や意義が十分に説明されていません。 また、太宰府市の地場産業の現状や課題、活性化すべき産業分野についての具体的な言及も限定的です。 さらに、災害時の協働など社会的活動が振興策に関わる条例内に含まれる理由についても、より明確な説明があると良いと考えます	市民の定義は、市政運営全般の基本的なルールを定めた「太宰府市自治基本条例」における定義を引用しています。 また、本条例は、小規模企業等の振興に向けた基本理念及び基本方針を規定することとしており、具体的な課題や施策については、今後予算化に向けた議論等の中で検討し、説明していくことを想定しています。
3	市民	3	小規模企業振興の視点について 小規模企業の振興に特に着目している点は、他都市の条例と比較しても特徴的であり、高く評価できます。 ただし、現状の条例案では小規模企業が担う役割が相対的に多く設定されており、自助努力の部分に過度の期待がかかっている印象を受けます。	ご意見のとおり、本条例は、本市事業者の大半を占める小規模企業の振興に焦点をあてたものとしています。 前文に記載のとおり、企業の振興に向けては小規模企業等の自主的な取組を基本としつつも、小規模企業等だけではなく、あらゆる関係機関がそれぞれに、企業の振興に必要な役割を果たすことを規定しております。 なお、「第5条小規模企業等の役割」において「努めなければならない」の表現を「努めるものとする」と修正しています。

No.	属性	ページ	ご意見	市の考え方
4	市民	3	中小企業支援団体の役割の拡充について 中小企業支援団体の役割についての記載をより充実させることを提案します。 これは団体への負担増加を意図するものではなく、支援団体の役割を拡充することで、市民と支援団体との関わる機会が増え、結果として小規模企業の育成や振興がより効果的に行われると考える ためです。 例えば、現在は教育機関が小規模企業と連携を組みたくても教員の負担から個別連絡や企業の探索といった動きはとれない状況があります。これは小規模企業の振興の側面からも教育的側面からもマイナスとなっています。 中小企業支援団体の役割拡張が明記されることは、このような相互の課題解決にもなり、振興にも繋がりうると考えます。市内のステークホル ダーと小規模企業との間にはこのような連携課題が多くあると思われます。 なお、連携のハブ機能の強調は一例であり、中小企業支援団体の役割についてはその他にも検討の余地があると思われます。 金融機関、観光事業振興団体、大企業、教育機関など、その他のステークホルダーとの関係性も踏まえ、中小企業支援団体の役割拡充についてご検討をいただきたいと思います。 また、こうした連携・協働を促進するための具体的な支援制度（助成金等）についても（例えば、教育機関の協力に応じた小規模企業には支援機関からの支援金が出されるなど）、条例の中で検討を進めていただきたいと思います	ご意見のとおり、中小企業支援団体が本市経済の発展にもたらす役割は非常に大きく重要なものであると考えております。 今後、必要な具体的施策の検討を進めるにあたり、貴重なご意見として参考にさせていただきます。
5	市民	全体	ウェルビーイングの視点の導入 小規模企業の支援は、税収増だけでなく、市民によるマルシェなど商業活動を通じた太宰府市の文化振興やにぎわい創出、市民の生きがいづくりといったウェルビーイングに関わる側面があります。こうした視点をより明確に条例に盛り込むことで、経済振興と市民の幸福度向上を両立させた、より包括的な条例になると考えます。 以上の点を踏まえ、より市民にとって分かりやすく、小規模企業にとって実効性のある条例となることを期待いたします。また、条例に伴う各種動きを支えるような自治体内の組織構成や組織内活性化（市内ステークホルダーへ連携は求めつつも、行政組織内の連携が希薄にならないように）も併せてお願いいたします。	ご意見のとおり、小規模企業等の振興はあらゆる面において市民生活の向上に寄与するものと認識しております。この視点を意識しながら、必要な具体的施策の検討を進めてまいります。 貴重なご意見として参考にさせていただきます。

No.	属性	ページ	ご意見	市の考え方
6	団体	2	第2条(3)中小企業支援団体 その他の団体に、弊会は含まれているでしょうか？地域に根差して自営業者を支援している団体はすべて含めて頂きたい。 また、登録制度や市が認定するなど支援団体であることを明文化して欲しいです。	小規模企業等の支援を主にする機関・団体として定義しております。 ご意見として参考にさせていただきます。
7	団体	2.3	第3条(3)、第4条“2” 是非とも実現して頂きたい。そのためには、市の旗振りが重要です。参加したい誰もが当たり前に参加できるような仕組み、環境を作って欲しいです。	ご意見の通り小規模企業等の振興においては、各機関の連携や相互協力が重要であり、その基盤づくりとなるような事業の実施について検討を進めてまいります。
8	団体	3	第4条“3” 地元の職人、零細業者、フリーランス等が参加できる機会をつくって欲しいです。	市内経済の好循環・活性化のため、市は可能な限り市内事業者への発注に努めることが必要であると考えています。 参加機会の創出については、関係する部署とも情報を共有してまいります。
9	団体	3	第５条“２”“３” 支援団体に加入せずとも独自に地域貢献している事業者はいます、表現を変えて下さい。また、経営の改善、向上など経済的理由で取り組めない事業者もいます、市が金融機関と連携するなどの積極的支援を講じて下さい。	本条例は、中小企業支援団体に加入していない事業者も含む、すべての小規模企業等の振興を目的としています。 また、中小企業支援団体に加入する小規模企業等が増加することは、加入する企業相互の連携や団体の事業者支援の充実につながるなど、多くのメリットがあります。これらは小規模企業等の振興につながり、本市経済に好循環をもたらすものと考えております。 当然ながら、加入は強制するものではなく、各事業者の判断によるものとして規定しております。
10	団体	1.3	前文、第７条 観光地の振興にとどまらず、周辺地域と繋ぐ、周辺自治体（観光地と繋ぐ）と連携することによって、太宰府市発信で福岡県、九州、日本、世界の発展を望める支援、環境づくりをして欲しい。 また、インバウンドの中には商売を見据えている人も多いです。地元業者の商品やサービスの海外展開支援もして欲しい。	貴重なご意見として、関係する部署とも情報を共有させていただきます。

No.	属性	ページ	ご意見	市の考え方
11	団体	5	第１２条（１） 後継者不在企業への事業承継支援の充実や太宰府市て創業しやすい（チャレンジできる）環境整備を推進して欲しい。データベース化によるマッチング支援で安心して計画的に事業承継をできるように支援して欲しい。	事業承継については、国・福岡県の取り組みを常に情報収集しながら対応しています。 また、本市独自で創業補助金や創業時の賃料補助を実施しており、創業時にかかる経費について、幅広く支援を行っています。 貴重なご意見として今後の参考とさせていただきます。
12	団体	5	第１２条（２） 創業したい人、チャレンジしたいけどノウハウを持たない人たちへの支援。また、その人たちを支援する人たちとのマッチング支援。創業に向けた資格取得や経験を積みたい人への支援、また支援する職人たちへの支援も一緒にして欲しい。 また、市内商店街の空き店舗、空き家情報をデータベース化し、創業する人への支援に活用できるような仕組みを作って欲しい。	太宰府市商工会が実施する「創業塾」は市と連携した取り組みであり（太宰府市商工会への加入は一切条件としていません）、事業計画から広報、財務に至るまで、創業から経営に係るノウハウの講義を行っており、実際に創業につながっています。 貴重なご意見として、関係する部署とも情報を共有させていただきます。
13	団体	5	第１２条（３） 福岡県や国の政策に加える施策、太宰府市独自の施策を講じて欲しい。また、無担保、無保証人の支援策も講じて欲しい。	「太宰府市中小企業事業資金融資」は無担保・低利率で融資を実施しており、借入の際に事業者が保証協会へ支払う保証料は市が全額補助しています。
14	団体	5	第１２条（４） 最近のスタグフレーション（景気低迷と物価高騰）は、災害等緊急時にあたると考えても良いのではないでしょうか。価格転嫁も容易ではないため事業継続は本当に大変です。特に小零細企業への支援は積極的にして欲しい。	ご意見の通り近年は国際情勢の混迷もあり、経済状況が大きく変動しており、多くの小規模企業等が影響を受けています。本市においても、これまで他市に先がけて多様な支援を行ってまいりました。今後も、市内事業者の情報収集に努めながら、具体的かつ積極的な支援を進めてまいります。

No.	属性	ページ	ご意見	市の考え方
15	市民	全体	平成26年10月、小規模企業振興基本法（平成26年法律第94号。以下「基本法」という。）に基づき、小規模事業者の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「小規模企業振興基本計画」（以下「基本計画」という。）が定められた。 基本計画については、基本法第13条第5項において「小規模企業をめぐる情勢の変化を勘案し、及び小規模企業の振興に関する施策の効果に関する評価を踏まえ、おおむね5年ごとに、基本計画を変更する」と規定されている。 中小企業・小規模事業者は雇用の約7割・付加価値額の約5割を占める経済・社会の核心的存在である。小規模事業者は、そのうちの8割を超える約285万者を占めており、令和元年の基本計画（第Ⅱ期）当時の最新データである約305万者と比べると約20万者が減少したこととなる。人口密度が低い地方部ほど、小売業等地域生活を支える小規模事業者が多く存在し、地域のお祭り・イベント等広く地域活動に参加するなど地域にとって小規模事業者が欠かせない存在となっている。また、4～5割の地域住民が小規模事業者を通じて「地域とのつながり」を感じており、地域の課題解決に向けた中心的な役割を担う存在としても、小規模事業者への期待は大きくなっている。令和元年に実施された基本計画の変更以降、我が国においては、「新型コロナウイルス感染症の流行」、「ウクライナ情勢が緊迫化する中での原油・原材料の高騰」「自然災害の頻発化・激甚化」等、小規模事業者の事業活動へ大きな影響を与えた5年間であった。 現在、日本経済は大きく変化するチャンスを迎えており、設備投資額は、令和5年度に過去最高水準の伸びを記録した前年度に次ぐ水準の伸びを記録し、平成3年度以来の100兆円を突破。賃上げも、令和6年の春季労使交渉では、5.1%と33年ぶりの高い伸び率を達成した。まさに「潮目の変化」の今、官民で国内投資と賃上げを継続し、デフレ脱却を実現できるか否かの正念場となっている。 足元の消費はいまだ力強さを欠いており、賃上げも地域や業態によってばらつきがある中、賃金上昇が物価上昇を上回ることで消費が増加し、企業の国内投資が堅調なトレンドを維持する好環境を定着させることが重要であり、小規模事業者もまた例外ではない。特に、製造業の国内回帰、インバウンドを含む観光消費の拡大、農林水産物・食品を含む輸出の拡大等、地域経済の活性化に向けた大きな動きが見られる中、それらを支える小規模事業者の存在が欠かせない状況となっている。 一方、地方にとって厳しさを増す変化として、出生数・出生率の低下が予想を超えるペースで進み高齢化が進むとともに、若者・女性にとって「いい仕事」「魅力的な仕事」の不足や地域間・男女間の賃金格差等により地方離れが進み域内需要の減少や労働供給制約・人手不足が一層進行している。 このことが引き金となり、買い物や医療・福祉、交通、教育など日常生活に不可欠なサービスの維持が困難となり、深刻化する地域も顕在化している。 こうした「大幅な賃上げ」「少子高齢化・人口減少」「人手不足」のほか、小規模事業者の経営を巡る環境は、「経営者の高齢化・後継者不足」「原材料・エネル	本市においても事業者の大半を小規模事業者が占めており、雇用や経済の中心を担う存在です。本条例は小規模事業者に焦点を当て、地域社会全体で、関係機関が連携しながら、小規模企業等の振興を図ることを目的としています。 ご意見の通り、社会情勢の変化や国際情勢の混迷は、本市小規模事業者にも影響を及ぼしており、資材・物価高騰や人手不足、事業承継、DX推進への対応など、多くの課題を抱える状況であると認識しています。 現在、本市では、事業者が創意工夫と自主的な努力により、新商品・新技術の開発等の経営革新を図る際に「がんばる中小企業応援補助金」として支援を行うほか、制度融資による支援、市内での消費喚起を目的としたプレミアム付商品券の発行など、多様な事業者支援を行っています。 小規模事業者等の状況を常に情報収集しながら、必要な施策を関係機関と連携して検討してまいります。 貴重なご意見として参考にさせていただきます。

No.	属性	ページ	ご意見	市の考え方
15	市民	全体	ギーコスト等の上昇」「50年ぶりの円安水準」「日銀による度重なる利上げ」「DXの進展」「カーボンニュートラル・GXの重要性の高まり」等、急速かつ大規模な変化を遂げつつある。 米国トランプ政権は、日本への相互関税や自動車関税、外国為替市場のドル安・円高指向の容認等の発動要求、諸外国に対しても同様の発動要求を行っている。このため世界的な不況への不安心理が金融市場で高まっている。 先週は、米国政権との関税交渉を控え、マーケットでは、交渉の進展への期待が高まる一方で円安是正交渉の材料になるとの警戒感も出ている。 円の上昇が加速すれば企業業績を押し下げ、日本株は「二番底」へ向かうとの不安がくすぶる。 赤沢亮正経済財政・再生相が4月30日米国と2回目の関税交渉のため訪米することになっている。日本側は農産品の輸入拡大や輸入自動車への特例措置の拡充などの項目を交渉カードとして検討する。対米投資の実績もアピールし、相互関税のほか自動車や鉄鋼などに課せられている関税措置の撤廃を求めることになっているが、厳しい交渉になることは否めない。 日本政府観光局が4月16日公表した3月の訪日客数は34万7千人であった。四半期としては過去最高となった。消費額も好調に推移している。しかし、外為のマーケットの推移によっては、落ち込みかねないと思慮される。 米国側が日本の求める一連の措置撤廃という「特別扱い」にどこまで応じるか見通せない。その場合、協議が長引く可能性がある。外為市場、株式市場に影響を及ぼすことが否めないと考察する。（参考文献「日本経済新聞」より引用） こうした中で「（仮称）太宰府市小規模・中小企業振興条例（案）」でもって、太宰府市が「課題解決先進都市ださいふ」として、太宰府市内における小規模・中小企業振興策を進めて活力ある太宰府市の実現化は程遠いものと考察する。「世界経済の変動リスク」と謳ってあるが、何がリスクなのか、論点が釈然としない。マクロ経済のシステムの中で、世界経済、日本経済、延いては太宰府市にとって、何が問題点となるのか、そういう問題点をどのように解決を図るのかという視点が全く示されていない。途中で行き詰ると思慮する。経済産業省は2040年までの産業構造ビジョンにおいて、日本企業による国内設備投資200兆円の官民目標を実現すれば、名目の国内総生産（GDP)が980兆円ほどに拡大すると推計した。現状の1.6倍の規模で、人口減少が進むなかで「稼ぐ産業」への構造転換を促している。（参考文献「日本経済新聞」より引用）こうゆう視点に立った議論を踏まえた「（仮称）太宰府市小規模・中小企業振興条例（案）」は、策定すべきである。	